

旭川地区吹奏楽連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は旭川地区吹奏楽連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局を事務局長方におく。

(組織)

第3条 本連盟は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の旭川支部として、小学校・中学校・高等学校・大学・一般・職場の吹奏楽団体、及び本連盟の主旨に賛同する個人会員をもって組織する。

また、加盟団体代表者1名および個人会員は理事として登録する。

ただし、小学校・中学校・高校・大学の団体代表者は当該学校の職員とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、(一社)全日本吹奏楽連盟・北海道吹奏楽連盟の掲げる目的に則して、地区の吹奏楽および管打楽器による音楽の普及・向上を図り、会員相互の親睦と音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地区コンクールの開催
2. 演奏会・音楽行進・講習会・研究会等の開催
3. 指導者の育成
4. 吹奏楽等の普及事業の育成
5. その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 理事長 | 1名 |
| 2. 副理事長 | 3名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 事務局次長 | 1名 |
| 5. 常任理事 | 若干名 |
| 6. 監事 | 2名 |

(役員の選出)

第7条 本連盟の役員の選出は次の通りとする。

1. 理事長・副理事長・事務局長・監事を理事の中から総会で選出する。
2. 事務局次長は、理事の中から理事長が委嘱する。
3. 常任理事は、理事の中から理事長が委嘱する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次の通りとする。

1. 理事長は、本連盟を代表し業務を統括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代理する。
3. 事務局長は、本連盟の事務および会計を処理する。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長事故あるときはその職務を代理する。
5. 常任理事は、本連盟の企画運営を審議し執行する。
6. 監事は、本連盟の業務および会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

欠員を生じたときは必要に応じて補充する。ただし補充役員の任期は前任期間の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第10条 会議は総会、役員会、各種委員会とし理事長がこれを召集する。

(総 会)

第11条 総会は理事をもって組織する。

付議する事項は次の通りとする。

1. 事業報告および事業計画に関すること。
2. 予算および決算に関すること。
3. 理事長・副理事長・事務局長・監事の選出に関すること。
4. 規約の変更および細則に関すること。
5. その他、特に必要な事項に関すること。

(役 員 会)

第12条 役員会は、理事長・副理事長・常任理事・監事・事務局長・事務局次長をもって組織し、隨時開催する。

付議する事項は次の通りとする。

1. 事業遂行に関すること。
2. 会計の運用に関すること。
3. 第19条に関すること。
4. その他、特に必要な事項に関すること。

(各種委員会)

第13条 各種委員会は必要に応じて組織し、事業を遂行する。

(会議の定足数)

第14条 各会議は、その構成員の半数以上の出席者をもって成立する。

ただし、委任状によって意思を表示した者は出席とみなす。議決は過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 5 章 事 務 局

(事務局の構成)

第15条 事務局は事務局長・事務局次長をもって構成する。ただし、必要に応じて理事長の委嘱により、事務局員を若干名おくことができる。

(事務局の執務)

第16条 事務局は会議の立案、執行、会計事務、その他本連盟の運営に必要な事務を行う。

第6章 会計

(経費の支弁)

第17条 本連盟の経費は会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第18条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第7章 その他

(相談役・顧問等)

第19条 本連盟に名誉会員、相談役、顧問等をおくことができる。

名誉会員、相談役、顧問等は役員会の承認を経て、理事長がこれを委嘱する。

付 則

1. 本規約は昭和45年1月1日より実施する。
2. 本規約の改正は総会出席者の3分の2以上の賛同による。
3. 本連盟に加入する場合は総会または役員会の承認を得るものとする。

昭和58年	一部改正施行
平成11年5月 8日	一部改正施行
平成12年5月 6日	一部改正施行
平成14年5月11日	一部改正施行
平成18年5月 6日	一部改正施行
平成30年4月 7日	一部改正施行

旭川地区吹奏楽連盟慶弔規定

第1条 旭川地区吹奏楽連盟規約の第4条・第5条（目的及び事業）に基づき、この規定を定める。
この規定に伴う経費は旭川地区吹奏楽連盟一般会計より支出する。

第2条 慶については特に規定せず個々の関係において行うものとする。

第3条 本連盟理事にして不幸のあったときは、次により弔意を表するものとする。
1. 本人死亡 弔電と生花及び香料10,000円

第4条 次の場合に弔電を送る。

1. 旭川地区連盟の運営・事業発展に貢献のあった方の死去
2. その他、理事長が必要と認めた場合

第5条 その他、特に必要な事項が生じた場合は理事長の判断によりこの規定を準用する。